証券コード　7172
平成27年３月12日

株　主　各　位

東京都千代田区霞が関三丁目２番１号
株式会社ジャパンインベストメントアドバイザー
代表取締役社長　白　岩　直　人

第９回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社第９回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成27年３月26日（木曜日）午後６時までに到着するようご返送くださいますようお願い申しあげます。

敬　具

記

１．日　　時　平成27年３月27日（金曜日）午前10時
２．場　　所　東京都港区新橋一丁目18番１号
航空会館７階　７０１会議室
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）

３．目的事項
報告事項
１．第９期（平成26年１月１日から平成26年12月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
２．第９期（平成26年１月１日から平成26年12月31日まで）計算書類報告の件

決議事項
第１号議案　取締役１名選任の件
第２号議案　補欠監査役１名選任の件

以　上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。
◎株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイト（アドレス http://www.jia-ltd.com/）に掲載させていただきます。
◎本総会において議決権を行使することができる他の株主様１名を代理人として議決権を行使いただくことができます。この場合は、当日会場受付に委任状ならびに株主様ご本人および代理人の株主様の議決権行使書用紙をご提出下さいますようお願い申し上げます。

（提供書面）

事　業　報　告

（平成26年１月１日から
平成26年12月31日まで）

１．企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、政府の経済政策や日銀の金融緩和等により企業の業況感の改善が進みました。また、雇用や所得の改善傾向が続いており、景気は緩やかに回復しております。その一方で、個人消費においては、消費税率引き上げによる駆け込み需要の反動が長期化し消費者マインドが低下しており、急激な円安による資源エネルギー価格の上昇や新興国の景気減速懸念の高まりなどもあり、先行きは不透明な状況が続いております。

このような経済情勢の中で、当社グループは前連結会計年度に引き続き、企業グループとして、主に日本型オペレーティング・リース（ＪＯＬ）事業を推進してまいりました。当該金融商品は、海外の航空機のような大型運搬設備を利用する賃借事業者（以下、「レッシー」という。）にとっては、資金調達面を活かせるリースである、という実需面と投資家サイドにとっては課税効果とキャピタルゲインによる投資効果を活かせるという二面性を有する金融商品であります。現在のような景気回復基調にあって、航空業界等の航空機に対する需要の高まりによるリーススキーム組成の機会増加と投資家サイドの投資意欲の増加により、積極的な商品販売を行うことができました。

当社は平成26年９月11日に東京証券取引所マザーズに上場いたしましたが、資金調達につきまして、上場による信用力の向上に伴い銀行取引が拡大した結果、各案件のリース開始時点においてＪＰリースプロダクツ＆サービシイズ株式会社（以下、「ＪＬＰＳ」という。）が一旦引き受けることができる匿名組合出資金の金額を増加させることにより案件の組成能力を拡大させることができました。

販売面では、営業担当者を新たに採用し、営業体制を拡充すると共に、全国の地方銀行、証券会社、会計事務所、コンサルティング会社等と新規にビジネスマッチング契約を締結することにより、特に地方の投資家と多

くの接点を持つことができ、盤石な販路の拡大に努め、８件の案件の販売を完了いたしました。

さらに、当連結会計年度において太陽光発電事業施設を対象としたファンドの組成を開始し、３件の案件の組成・販売を完了しております。

以上の結果、当連結会計年度の売上高は、1,049百万円（前連結会計年度比101.6%増）で528百万円の増収となりました。営業利益は525百万円（前連結会計年度比130.3%増）で297百万円の増益、経常利益は634百万円（前連結会計年度比137.9%増）で367百万円の増益、当期純利益は392百万円（前連結会計年度比122.7%増）で216百万円の増益となりました。

なお、当社グループは、オペレーティング・リース事業を中心としておりますが、これに付随する事業としてその他事業（M&Aアドバイザリー事業等）も実施しております。ただし、意思決定機関である取締役会におけるこれらの事業に係る業績評価は、各事業セグメントに区分せず、単一の事業として行っております。

これは、単一の事業であるため販売体制と管理体制はいずれも共通であり、業績評価する必要性が乏しいと判断したことによります。

このため、分離された財務情報が入手可能であり、取締役会における意思決定及び業績を評価するための定期的な検討の対象となっているのは、金融ソリューション事業セグメントという単一の事業セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

② 設備投資の状況

当連結会計年度中において、業容拡大に伴う増員に対応するため、平成26年4月に本社を東京都千代田区霞が関三丁目２番１号に移転いたしました。本社移転に伴う工事や執務で利用する物品の購入等により、当連結会計年度の設備投資の総額は13百万円となりました。

③　資金調達の状況

当連結会計年度中に、当社グループのオペレーティング・リース事業における匿名組合契約に基づく権利の立替資金として金融機関より短期借入を行っており、当連結会計年度末の短期借入金残高は12,245百万円となりました。

また、平成26年９月11日に東京証券取引所マザーズ上場に際して公募増資及び第三者割当増資により総額415百万円の資金を調達しております。

会社名	区分	発行株式数（株）	1株当たり発行価額（円）	調達金額（千円）	払込期日
当社	公募増資	120,000	2,346	281,520	平成26年９月10日
	第三者割当増資	57,300	2,346	134,425	平成26年10月17日

（注）当社は、平成27年１月１日付で、普通株式１株につき５株の割合をもって株式分割を行っております。公募増資及び第三者割当増資は、株式分割前の株数であります。

(2) 直前３事業年度の財産及び損益の状況

①　企業集団の財産及び損益の状況の推移

区　　分	第６期（平成24年８月期）	第７期（平成24年12月期）	第８期（平成25年12月期）	第９期（当連結会計年度）（平成26年12月期）
売上高（千円）	－	128,292	520,456	1,049,181
経常利益又は経常損失（△）（千円）	－	△49,893	266,541	634,132
当期純利益又は当期純損失（△）（千円）	－	△22,994	176,476	392,943
１株当たり当期純利益又は１株当たり当期純損失（△）（円）	－	△32.85	23.91	37.44
総資産（千円）	－	339,336	707,809	14,066,936
純資産（千円）	－	117,185	528,662	1,337,552
１株当たり純資産額（円）	－	167.41	51.58	120.11

（注）１．当社は、第９期（当期）から会社法第444条に定める連結計算書類を作成しております。第７期及び第８期の数値につきましては、金融商品取引法第193条の２第１項に基づき監査を受けた連結財務諸表の数値を記載しており、会社法第444条第４項に定める監査役及び会計監査人の監査を受けておりません。また、第６期については、連結財務諸表を作成していないため、記載を省略しております。

２．平成26年５月２日付で普通株式１株につき200株、また、平成27年１月１日付で株式１株につき５株の割合をもって株式分割を行っておりますが、第７期の期首に株式分割が行われたものと仮定して１株当たり当期純利益又は１株当たり当期純損失及び１株当たり純資産額を算定しております。

② 当社の財産及び損益の状況の推移

区　　分	第 6 期 (平成24年８月期)	第 7 期 (平成24年12月期)	第 8 期 (平成25年12月期)	第 9 期 (当事業年度) (平成26年12月期)
売　上　高(千円)	117,729	52,083	216,979	365,683
経常利益又は経常損失(△)(千円)	14,661	7,920	28,531	△44,876
当期純利益又は当期純損失(△)(千円)	9,471	5,479	21,811	△30,511
１株当たり当期純利益又は１株当たり当期純損失(△)(円)	47.04	7.83	2.95	△2.91
総　資　産(千円)	93,384	98,134	383,671	8,015,680
純　資　産(千円)	64,290	69,769	326,581	712,015
１株当たり純資産額(円)	91.84	99.67	31.86	63.94

(注)１．当社は第９期より会計監査人を設置しております。従いまして、第６期の数値につきましては、会社法第436条第２項第１号に規定する会計監査人の監査を受けていない計算書類に基づくものであり、第７期及び第８期の数値につきましては、金融商品取引法第193条の２第１項に基づき監査を受けた財務諸表の数値を記載しており、会社法第436条第２項第１号に規定する会計監査人の監査を受けておりません。

２．平成26年５月２日付で、普通株式１株につき200株、また、平成27年１月１日付で普通株式１株につき５株の割合をもって株式分割を行っておりますが、第６期の期首に株式分割が行われたものと仮定して１株当たり当期純利益又は１株当たり当期純損失及び１株当たり純資産額を算定しております。

(3) 重要な子会社及び関連会社の状況

会　社　名	資　本　金	当社の議決権比率	主 要 な 事 業 内 容
(連結子会社) ＪＰリースプロダクツ＆サービシイズ株式会社	50,000千円	100.0%	航空機、コンテナを主体としたオペレーティング・リース事業
(持分法適用関連会社) ＣＡＩＪ株式会社	50,000千円	20.0%	コンテナを主体としたオペレーティング・リース事業

（注）当社グループは、当社、連結子会社ＪＰリースプロダクツ＆サービシイズ株式会社、持分法適用関連会社ＣＡＩＪ株式会社並びに匿名組合事業の営業者である非連結子会社（以下、「ＳＰＣ」という。）28社、匿名組合事業の営業者となる予定である非連結子会社８社、及びその他の非連結子会社２社で構成されております。

当社は、子会社のうち、匿名組合事業の営業者である子会社28社について連結の範囲に含めておりません。理由は、このような匿名組合事業の営業者である子会社については、当該事業を含む子会社の損益のほとんど全てが匿名組合員に帰属し、その子会社及び親会社には形式的にも実質的にも帰属しないため、当該子会社を連結の範囲に含めてしまうと利害関係者の判断を著しく誤らせるおそれがあると認められるためであります。

また、その他の子会社10社については、子会社の資産、売上高、損益、利益剰余金及びキャッシュ・フローの状況等からみて、当企業集団の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいためであります。

(4) 対処すべき課題

当社グループはオペレーティング・リース事業を中心とした金融ソリューション事業を展開しております。オペレーティング・リースは、様々な企業の資金の効率的な運用手段として活用されておりますが、そのマーケットは大手金融機関グループが中心となっており、当社グループのような独立系事業者は数少ない存在であります。

このような環境の中、大手金融機関グループが提供できない金融ソリューションを提供することが当社グループの経営戦略であり、顧客ニーズを吸収し、そのニーズに合致した商品を開発することにより市場への供給を可能にすることから、現在、次の様な課題に取り組んでおります。

① 成長戦略の推進

(1) 優秀な人材の確保

当社グループの事業は、高度かつ特殊な金融業における経験と法的・会計的な知識が必要であり、かつ、案件組成能力が求められる業務であります。そのため、案件を安定的に組成・供給していくために、案件組成担当部門の人材を強化することが必要であります。また、組成した案件を投資家へ提供するため専門的な金融知識と十分な営業経験のある優秀な営業人材の獲得に努めてまいります。

(2) 販売網の構築

組成したオペレーティング・リース商品に対して投資家を募集する場合、主に金融機関、会計事務所、コンサルティング会社等から投資家をご紹介いただいており、このようにご紹介いただきました投資家に対して、出資金（匿名組合契約に基づく権利）等を販売しております。

したがって、顧客基盤をさらに拡充するために、当該金融機関、会計事務所、コンサルティング会社等との業務提携の推進を図り、販売力の強化を行ってまいります。

(3) 収益基盤の拡充

当社グループは、売上高の大部分を航空機のオペレーティング・リース事業に依存しております。航空機のオペレーティング・リース事業は、航空会社を中心とした需要家の拡大と資金の効率的な運用を行いたい多くの企業が存在し、当面事業拡大の可能性は大きいものと考えておりますが、中長期的な事業拡大を目指す上で、商品ラインナップの多様化及び金融事業における他の事業展開等が必要であると考えております。

当社グループでは、オペレーティング・リース事業においては航空機以外の物件（コンテナ等）に着手しており、また既にM&Aアドバイザリー事業を展開しておりますが、今後はプライベート・エクイティ事業、不動産投資事業、ウェルス・マネジメント事業等への事業展開を通じ、金融ソリューション事業の拡大を図っていく所存であります。

② 資金調達力の拡大

当社グループは、オペレーティング・リース事業を展開する上で、当該事業に係る出資金（匿名組合契約に基づく権利）を、投資家に地位譲渡することを前提に一時的に当該出資金（匿名組合契約に基づく権利）を立替取得します。

当社グループは、その立替取得した出資金を「商品出資金」として貸借対照表上に計上し、投資家の需要を勘案しながら販売（地位譲渡）しております。

当該出資金（匿名組合契約に基づく権利）を立替取得するための資金は、自己資金のほか、金融機関からの借入により資金調達を行っております。従って資金調達力が拡大すれば、複数の案件を同時に組成することが可能になるほか、物件金額の大きい案件に取り組むことも可能になる等、結果として当社グループの業績拡大に寄与します。

当社グループは、金融機関との良好な取引関係を築いておりますが、今後さらに取引金融機関を拡大して資金調達手段の多様化を図ってまいります。

(5) 主要な事業内容（平成26年12月31日現在）

事業区分	事業内容
金融ソリューション事業	オペレーティング・リース事業を中心にその他事業（M&Aアドバイザリー事業等）をあわせて展開 株式会社ジャパンインベストメントアドバイザーは、オペレーティング・リース商品を中心とした事業投資商品の企画・開発を行い、ＪＰリースプロダクツ＆サービシイズ株式会社は、第二種金融商品取引業登録業者として、同商品の組成、販売、運営管理並びに出口の各業務を一体となって実施

(6) 主要な拠点等（平成26年12月31日現在）

① 当社

本社	東京都千代田区

② 子会社及び関連会社

ＪＰリースプロダクツ＆サービシイズ株式会社	本社（東京都千代田区）
ＣＡＩＪ株式会社	本社（東京都港区）

(7) 使用人の状況（平成26年12月31日現在）

① 企業集団の使用人の状況

事業区分	使用人数	前連結会計年度末比増減
金融ソリューション事業	11（1）名	2名増（－名増）

（注） 使用人数は就業員数（当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含む。）であり、パート及び嘱託社員、人材会社からの派遣社員は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
11（1）名	2名増（－名増）	44.9歳	1.7年

（注） 使用人数は就業員数（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。）であり、パート及び嘱託社員、人材会社からの派遣社員は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況（平成26年12月31日現在）

借入先	借入額
株式会社りそな銀行	3,186,780千円
株式会社みずほ銀行	2,686,000
株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行	2,530,777
株式会社三井住友銀行	1,796,099
株式会社千葉銀行	700,000
株式会社第四銀行	700,000

(注)株式会社みずほ銀行、株式会社千葉銀行及び株式会社第四銀行からの借入金には、財務制限条項が付されております。

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

当社は、平成26年４月１日付をもって、商号を株式会社ジャパンインベストメントアドバイザーに変更いたしました。また、同日付をもって、本社を東京都千代田区霞が関三丁目２番１号に移転しました。

２．会社の現況

(1) 株式の状況（平成26年12月31日現在）

① 発行可能株式総数　　8,000,000株

(注)当社は、平成26年４月14日開催の当社取締役会の決議に基づき、平成26年５月２日付で普通株式１株につき200株の株式分割を行い、単元株式数を100株とする単元株制度を導入いたしました。これに伴う定款の変更を行い、発行可能株式総数は7,950,000株増加しております。

② 発行済株式の総数　　2,227,300株

（注）１．株式分割の実施により発行済株式の総数は2,039,750株増加しております。
２．平成26年９月11日に東京証券取引所マザーズに上場したことに伴う公募増資及びオーバーアロットメントによる売出しに関連して行う第三者割当増資による新株式の発行により、発行済株式の総数は177,300株増加しております。

③ 株主数　　1,587名

④ 大株主

株主名	持株数	持株比率
白岩直人	1,137,500株	51.07%
株式会社こうどうホールディングス	490,000	22.00
りそなキャピタル2号投資事業組合	60,000	2.69
双日株式会社	40,000	1.80
三菱ＵＦＪキャピタル4号投資事業有限責任組合	40,000	1.80
日本証券金融株式会社	38,200	1.72
ごうぎんキャピタル株式会社	20,000	0.90
都外川景司	17,600	0.79
Goldman Sachs International	16,400	0.74
松井証券株式会社	12,000	0.54

⑤ その他株式に関する重要な事項

当社は平成26年12月15日開催の当社取締役会の決議に基づき、平成27年１月１日付で普通株式１株につき５株の株式分割を行っております。この分割により発行可能株式総数が32,000,000株増加しており、発行済株式の総数は8,909,200株増加しておりますが、当該株式分割は平成27年１月１日を効力発生日としておりますので、本項は株式分割前の株式数により記載しております。

(2) 新株予約権等の状況

① 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

		第1回新株予約権
発行決議日		平成26年２月27日
新株予約権の数		468個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式 93,600株 （新株予約権１個につき200株）
新株予約権の払込金額		新株予約権と引換えに払い込みは要しない
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権１個当たり 250,000円 （１株当たり 1,250円）
権利行使期間		平成28年７月１日から 平成35年11月30日まで
行使の条件		（注）１
役員の保有状況	取締役（社外取締役を除く）	新株予約権の数 460個 目的となる株式数92,000株 保有者数 3名
	社外取締役	新株予約権の数 2個 目的となる株式数 400株 保有者数 1名
	監査役	新株予約権の数 6個 目的となる株式数 1,200株 保有者数 3名

（注）１．第１回新株予約権の行使条件及びその他の条件は以下のとおりです。

新株予約権の行使の条件

(1) 新株予約権の行使は、当社普通株式に係る株式がいずれかの証券取引所に上場（以下「株式公開」という。）することを条件とする。また、新株予約権者は、以下（ⅰ）から（ⅱ）までの期間ごとに、以下（ⅰ）から（ⅱ）に掲げる割合を上限として新株予約権を行使することができる。ただし、各期間において行使可能な新株予約権の数は、整数未満を切り上げた数とする。

（ⅰ）株式公開の日（以下「権利行使開始日」という。）から起算して１年を経過した日以降に、割当数の２分の１を上限として行使することができる。

（ⅱ）権利行使開始日から起算して２年を経過した日からは、毎月割当数の72分の１を上限として行使することができる。

(2) 新株予約権の権利行使以前に、当社、当社の子会社又は当社の関連会社の取締役、監査役又は従業員のいずれかの地位に就いた新株予約権者は、権利行

使時においても、当社、当社の子会社又は当社の関連会社の取締役、監査役又は従業員のいずれかの地位を有することを要する。ただし、新株予約権者の退任又は退職後の権利行使につき正当な理由があると当社取締役会の決議により認めた場合は、この限りではない。

(3) 上記(ⅱ)の規定にかかわらず、新株予約権者は、退任又は退職後の２か月間は新株予約権を行使することができる。当該期間内に行使されなかった新株予約権は、上記(ⅱ)の規定の但し書きにより行使が認められたものを除き、会社法第287条の定めに基づき消滅するものとする。

(4) 新株予約権の権利行使以前に、当社、当社の子会社又は当社の関連会社の取締役、監査役又は従業員のいずれかの地位に就いた新株予約権者が、その後に当社、当社の子会社又は当社の関連会社の取締役、監査役又は従業員のいずれの地位も有しなくなった場合、当社は、当社取締役会の決議により当該新株予約権者が有する新株予約権の権利行使を認めることがない旨の決定をすることができる。この場合においては、当該新株予約権は会社法第287条の定めに基づき消滅するものとする。

(5) 新株予約権者が、当社と競業関係にある会社を設立し、又は当社と競業関係にある会社の取締役、監査役もしくは従業員のいずれかの地位に就いた場合、新株予約権の行使を認めないものとする。ただし、当該新株予約権者の権利行使につき正当な理由があると当社取締役会の決議により認めた場合は、この限りではない。

(6) 新株予約権者が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなったときから５年間を経過しない者、暴力団準構成員その他これらに準ずる者（以下「反社会勢力等」という。）に該当し、又は、反社会勢力等と社会的に非難される関係を有することが判明した場合、新株予約権の行使を認めないものとする。

(7) 新株予約権者は、その割当数の一部又は全部を行使することができる。ただし、新株予約権の１個未満の行使はできないものとする。

２．平成26年５月２日付で行った１株を200株とする株式分割により、「新株予約権の目的となる株式の数」及び「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」は調整されております。

３．平成27年１月１日付で普通株式１株につき５株の株式分割を行っております。そのため、平成27年１月１日現在における新株予約権１個当たりの新株予約権の目的となる株式数は1,000株、新株予約権行使に際して出資される財産の価額は１株当たり250円となっております。

② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

		第１回新株予約権
発行決議日		平成26年２月27日
新株予約権の数		93個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式　18,600株 （新株予約権１個につき　200株）
新株予約権の払込金額		新株予約権と引換えに払い込みは要しない
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権１個当たり 250,000円 （１株当たり　1,250円）
権利行使期間		平成28年７月１日から 平成35年11月30日まで
行使の条件		（注）１
使用人等への交付状況	当社使用人	新株予約権の数　93個 目的となる株式数　18,600株 交付者数　6名

（注）１．第１回新株予約権の行使条件及びその他の条件は前項「①当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況」（注）１と同一であります。

２．平成26年５月２日付で行った１株を200株とする株式分割により、「新株予約権の目的となる株式の数」及び「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」は調整されております。

３．平成27年１月１日付で普通株式１株につき５株の株式分割を行っております。そのため、平成27年１月１日現在における新株予約権１個当たりの新株予約権の目的となる株式数は、1,000株、新株予約権行使に際して出資される財産の価額は１株当たり250円となっております。

(3) 会社役員の状況

① 取締役及び監査役の状況（平成26年12月31日現在）

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	白岩直人	投資銀行本部長
取締役	石川禎二	事業開発本部管掌
取締役	村田吉隆	営業本部管掌
取締役	室井智有	管理本部管掌
取締役	森嶬	
常勤監査役	小林治	
監査役	小松澤仁	ＳＢＩいきいき少額短期保険株式会社社外監査役
監査役	山口久男	山口久男税理士事務所所長 株式会社エームサービス社外監査役

（注）１．取締役森嶬氏は、社外取締役であります。
２．監査役小松澤仁氏及び監査役山口久男氏は、社外監査役であります。
３．常勤監査役小林治氏、監査役小松澤仁氏並びに監査役山口久男氏は、以下のとおり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
・常勤監査役小林治氏は、大蔵省（現財務省）入省後、長年にわたり、金融検査業務に携わってきた経験があります。
・監査役小松澤仁氏は、中小企業金融公庫出身であり、経営者として複数の企業再生の経験を有しております。
・監査役山口久男氏は、東京国税局特別国税調査官、税務大学校主任教授、税務署長を経験し、税理士資格を保有し、現在は税理士事務所を経営しております。
４．平成26年５月２日開催の臨時株主総会において、当社株式の譲渡制限を廃止したことに伴い、会社法第332条第４項第３号の定めにより取締役全員が任期の満了となったことから、新たに白岩直人氏、石川禎二氏、村田吉隆氏、室井智有氏、森嶬氏が取締役に選任され、就任いたしました。
５．平成26年５月２日開催の臨時株主総会において、当社株式の譲渡制限を廃止したことに伴い、会社法第336条第４項第４号の定めにより監査役全員が任期の満了となったことから、新たに小林治氏、小松澤仁氏、山口久男氏が監査役に選任され、就任いたしました。
６．当社は、取締役森嶬氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

② 取締役及び監査役の報酬等

イ．当事業年度に係る報酬等の総額

区　　分	員　　数	報酬等の額
取締役 （うち社外取締役）	5名 (1)	79百万円 (1)
監査役 （うち社外監査役）	3 (2)	7 (3)
合計 （うち社外役員）	8 (3)	86 (5)

（注）１．取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

２．取締役の報酬限度額は、平成25年３月28日開催の第７回定時株主総会において、年額300百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。

３．監査役の報酬限度額は、平成25年３月28日開催の第７回定時株主総会において、年額30百万円以内と決議いただいております。

③ 社外役員に関する事項

イ．他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

・監査役小松澤仁氏は、ＳＢＩいきいき少額短期保険株式会社の社外監査役であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

・監査役山口久男氏は、山口久男税理士事務所所長、株式会社エームサービスの社外監査役であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

ロ．当事業年度における主な活動状況

	出席状況及び発言状況
取締役　森　　嶬	当事業年度開催の取締役会17回のうち全17回に出席し、金融業界及び事業会社での代表取締役等を含めた長年の豊富な経営者としての経験や見識から、当社経営に関わる有意義な助言及び提言を行っております。
監査役　小　松　澤　仁	当事業年度開催の取締役会17回のうち全17回に出席し、監査役会12回のうち全12回に出席いたしました。他社での取締役・監査役等としての豊富な経験や見識から、当社経営に関わる有意義な助言及び提言を行っております。
監査役　山　口　久　男	就任以来、当事業年度開催の取締役会16回のうち全16回に出席し、同じく監査役会11回のうち全11回に出席いたしました。税理士事務所代表や他社での監査役等を含めた豊富な経験や見識から、当社経営に関わる有意義な助言及び提言を行っております。

ハ．責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役及び各社外監査役は、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく社外取締役及び社外監査役の損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第１項に定める最低責任限度額としております。

(4) 会計監査人の状況

① 名称　　優成監査法人

② 報酬等の額

	報　酬　等　の　額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	16,000千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	16,500千円

（注）１．当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

③ 非監査業務の内容

当社は、優成監査法人に対して、コンフォートレター作成業務についての対価を支払っております。

④ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

取締役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、監査役会の同意を得たうえで、又は、監査役会の請求に基づいて、会計監査人の解任又は不再任を株主総会の会議の目的とすることといたします。

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

(5) 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(a) 取締役及び使用人は、社会倫理、法令、定款及び各種社内規程等を遵守するとともに、「経営理念」に基づいた適正かつ健全な企業活動を行う。

(b) 取締役会は、「取締役会規程」「職務権限規程」等の職務の執行に関する社内規程を整備し、使用人は定められた社内規程に従い業務を執行する。

(c) コンプライアンスの状況は、コンプライアンス委員会により取締役及び監査役に対し報告を行う。各部門責任者は、部門固有のコンプライアンス上の課題を認識し、法令遵守体制の整備及び推進に努める。

(d) 内部監査制度を構築し、各部門の業務執行及びコンプライアンスの状況等について定期的に監査を実施し、その評価を代表取締役社長及び監査役に報告する。また、法令違反その他法令上疑義のある行為等については、社内外からの通報について管理本部を窓口として定め、適切に対応する。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

(a) 取締役の職務の執行に係る記録文書、稟議書、その他の重要な情報については、文書又は電磁的媒体に記録し、法令及び「文書管理規程」、「稟議規程」等に基づき、適切に保存及び管理する。

(b) 取締役及び監査役は、必要に応じてこれらの文書等を閲覧できるものとする。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

(a) 取締役会は、コンプライアンス、個人情報、品質、セキュリティ及びシステムトラブル等の様々なリスクに対処するため、社内規程を整備し、定期的に見直すものとする。

(b) リスク情報等については各部門責任者より取締役及び監査役に対し報告を行う。個別のリスクに対しては、それぞれの担当部署にて、研修の実施、マニュアルの作成・配布等を行うものとし、組織横断的リスク状況の監視及び全社的対応は管理本部が行うものとする。

(c) 不測の事態が発生した場合には、代表取締役社長指揮下の対策本部を設置し、必要に応じて顧問法律事務所等の外部専門機関とともに迅速かつ的確な対応を行い、損害の拡大を防止する体制を整える。
(d) 内部監査担当者は、各部門のリスク管理状況を監査し、その結果を代表取締役社長に報告するものとし、取締役会において定期的にリスク管理体制を見直し、問題点の把握と改善に努める。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
(a) 取締役会の意思決定機能及び監督機能の強化及び業務執行の効率化を図るため、代表取締役及び各取締役は、代表取締役の指揮・監督の下、取締役会の決定に従い、規程等に定められた権限及び責任の範囲で、自己の業務を執行する。
(b) 取締役会は月に１回定期的に、又は必要に応じて適時開催し、法令に定められた事項のほか、経営理念、経営方針、中期経営計画及び年次予算を含めた経営目標の策定及び業務執行の監督等を行う。各部門においては、その目標達成に向け具体策を立案・実行する。
(c) 各部門においては、「職務権限規程」及び「業務分掌規程」に基づき権限の委譲を行い、責任の明確化を図ることで、迅速性及び効率性を確保する。

⑤ 当社並びにその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
(a) グループ会社の経営については、当社に対し事業の進捗状況や業績動向の定期的な報告を行い、重要案件については事前協議を行う。
(b) グループ会社の管理は管理本部が行うものとし、必要に応じてグループ会社の取締役又は監査役として当社の取締役、監査役又は使用人が兼任するものとする。取締役は当該会社の業務執行状況を監視・監督し、監査役は当該会社取締役の職務執行を監査する。
(c) 当社の監査役及び内部監査担当者は、グループ会社の監査役や管理部門と連携し、グループ会社の取締役及び使用人の職務執行状況の監査や指導を行うものとする。

⑥　監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役は、管理本部の使用人に監査業務に必要な事項を指示することができる。指示を受けた使用人はその指示に関して、取締役、部門長等の指揮命令を受けないものとする。

⑦　取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

(a) 監査役は、重要な意思決定のプロセスや業務の執行状況を把握するため、取締役会等の重要な会議に出席し、必要に応じ稟議書等の重要な文書を閲覧し、取締役及び使用人に説明を求めることができることとする。

(b) 取締役及び使用人は、監査役に対して、法定の事項に加え、業務又は業績に重大な影響を与える事項、内部監査の実施状況、内部通報制度による通報状況及びその内容を報告する体制を整備し、監査役の情報収集・交換が適切に行えるよう協力する。

⑧　その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

(a) 監査役は、内部監査担当者と連携を図り情報交換を行い、必要に応じて内部監査に立ち会うものとする。

(b) 監査役は、法律上の判断を必要とする場合は、随時顧問法律事務所等に専門的な立場からの助言を受け、会計監査業務については、会計監査人に意見を求めるなど必要な連携を図ることとする。

(6) 会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

連結貸借対照表

（平成26年12月31日現在）

（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
（資産の部）		（負債の部）	
流動資産	13,836,881	流動負債	12,729,384
現金及び預金	1,276,898	短期借入金	12,245,657
売掛金	174,449	未払金	32,831
商品出資金	11,274,456	未払法人税等	154,647
販売用不動産	38,162	未払消費税等	55,725
貯蔵品	1,220	前受収益	177,081
立替金	900,457	繰延税金負債	49,830
預け金	120,620	その他	13,611
繰延税金資産	16,746	負債合計	12,729,384
その他	33,869	（純資産の部）	
固定資産	230,055	株主資本	1,337,552
有形固定資産	13,612	資本金	377,972
建物	12,021	資本剰余金	319,983
その他	1,591	利益剰余金	639,595
無形固定資産	1,948	純資産合計	1,337,552
ソフトウエア	1,948		
投資その他の資産	214,494		
投資有価証券	173,741		
その他	40,753		
資産合計	14,066,936	負債純資産合計	14,066,936

連結損益計算書

（平成26年１月１日から
平成26年12月31日まで）

（単位：千円）

科目	金	額
売上高		1,049,181
営業費用		523,927
営業利益		525,254
営業外収益		
受取利息	4	
商品出資金売却益	36,996	
匿名組合投資利益	29,801	
持分法による投資利益	20,254	
為替差益	134,185	
その他	374	221,617
営業外費用		
支払利息	48,819	
支払手数料	51,327	
その他	12,591	112,738
経常利益		634,132
特別損失		
固定資産除却損	1,637	1,637
税金等調整前当期純利益		632,495
法人税、住民税及び事業税	197,861	
法人税等調整額	41,690	239,551
少数株主損益調整前当期純利益		392,943
当期純利益		392,943

連結株主資本等変動計算書

（平成26年１月１日から
平成26年12月31日まで）

（単位：千円）

	株主資本				純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計	
当連結会計年度期首残高	170,000	112,010	246,651	528,662	528,662
当連結会計年度変動額					
新株の発行	207,972	207,972		415,945	415,945
当期純利益			392,943	392,943	392,943
当連結会計年度変動額合計	207,972	207,972	392,943	808,889	808,889
当連結会計年度期末残高	377,972	319,983	639,595	1,337,552	1,337,552

連結注記表

１．連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

① 連結子会社の状況

・連結子会社の数　　１社

・連結子会社の名称　　ＪＰリースプロダクツ＆サービシイズ株式会社

② 非連結子会社の状況

・主要な非連結子会社の名称　　ＪＰＡ第６号株式会社ほか38社

・連結の範囲から除いた理由　　匿名組合事業の営業者である子会社については「会社計算規則」（平成18年２月７日法務省令第13号）第63条第１項第２号により、連結の範囲に含めることにより、利害関係者の判断を著しく誤らせるおそれがあると認められること、またそれ以外の子会社については、同規則第63条第２項により、子会社の資産、売上高、損益、利益剰余金及びキャッシュ・フローその他の項目が、いずれも、連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないことから、連結の範囲から除外しております。

(2) 持分法の適用に関する事項

① 持分法を適用した非連結子会社及び関連会社の状況

・持分法適用の関連会社数　　１社

・関連会社の名称　　ＣＡＩＪ株式会社

② 持分法を適用していない非連結子会社の状況

・主要な会社等の名称　　ＪＰＡ第６号株式会社ほか38社

・持分法を適用しない理由　　匿名組合事業の営業者である子会社については「会社計算規則」（平成18年２月７日法務省令第13号）第69条第１項第２号により、持分法を適用することにより、利害関係者の判断を著しく誤らせるおそれがあると認められること、またそれ以外の子会社については、同規則第69条第２項により、子会社の損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても、連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため持分法の適用範囲から除外しております。

③　持分法適用手続に関する特記事項
持分法適用会社の事業年度は連結会計年度と一致しております。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項
連結子会社の事業年度は、連結会計年度と一致しております。

(4) 会計処理基準に関する事項
①　重要な資産の評価基準及び評価方法
イ．その他有価証券
・時価のないもの　移動平均法による原価法によっております。
なお、投資事業有限責任組合及びそれに類する組合への出資（金融商品取引法第２条第２項により有価証券とみなされるもの）については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な直近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

ロ．たな卸資産
・販売用不動産　個別法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）を採用しております。
・貯蔵品　最終仕入原価法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法）を採用しております。

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ．有形固定資産

当社及び国内連結子会社は定率法によっております。
なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。
建物　　８年～18年
その他　　３年～10年

ロ．無形固定資産

・自社利用のソフトウエア　社内における利用可能期間（５年）に基づく定額法によっております。

ハ．長期前払費用　定額法を採用しております。

③ 繰延資産の処理方法

株式交付費　支出時に全額費用として処理しております。

④ 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

⑤　その他連結計算書類の作成のための重要な事項

イ．消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっており、控除対象外消費税及び地方消費税は、当連結会計年度の費用として処理しております。

ロ．商品出資金の会計処理

当社連結子会社は匿名組合契約に基づく権利の立替金を「商品出資金」として計上しております。子会社であるＳＰＣが行うリース事業の組成時に、当社連結子会社が立替えた金額を「商品出資金」に計上し、投資家に地位譲渡した場合には、「商品出資金」を減額しております。

なお、当該譲渡に対する手数料については、利息相当額であるため、「商品出資金売却益」として営業外収益に計上しております。

２．連結貸借対照表に関する注記

(1) 記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

(2) 担保に供している資産及び担保に係る債務

当社の短期借入金300,000千円に対して、関係会社株式300千円及び立替金351,900千円を担保に供しております。さらに、短期借入金6,572,780千円について、商品出資金6,845,313千円に係る利益分配請求権、残余財産分配請求権等を担保に供しております。

その他、関係会社の銀行借入金に対する保証として、関係会社株式5,500千円に質権が設定されております。また、不動産関連事業を行うため、宅地建物取引業法に基づき、敷金保証金10,000千円を法務局に供託しております。

(3) 有形固定資産の減価償却累計額　4,223千円

(4) コミットメントライン契約等

当社及び連結子会社においては、運転資金等の柔軟な調達を行うため、金融機関と当座貸越契約及びコミットメントライン契約を締結しております。これらの契約に基づく当連結会計年度末の借入未実行残高は次のとおりであります。

当座貸越極度額及びコミットメントライン契約の総額	5,816,000千円
借入実行残高	5,222,240千円
差引額	593,759千円

(5) 財務制限条項

当社が、取引銀行１行と締結しております当座貸越契約限度額2,686,000千円並びに取引銀行２行と締結しておりますコミットメントライン契約極度額総額1,400,000千円については、第２四半期決算及び各年度決算における連結貸借対照表における純資産の部の金額を直前期等の基準となる決算期の75％以上に維持することや連結損益計算書の経常利益を損失としない事等を内容とする財務制限条項が付加されております。

３．連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

(2) 当連結会計年度の末日における発行済株式の種類及び総数

普通株式　2,227,300株

(3) 剰余金の配当に関する事項

該当事項はありません。

(4) 当連結会計年度の末日における新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数

該当事項はありません。

４．金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については主に流動性の高い金融資産で運用し、投機的な取引は行わない方針であります。また、資金調達については銀行等金融機関からの借入による方針としております。

当社子会社（ＳＰＣ）において、オペレーティング・リース事業を開始する時点で、当該事業に係る匿名組合契約に基づく権利の未販売分がある場合、当社グループは、投資家に地位譲渡することを前提に、一時的に当該匿名組合契約に基づく権利を立替取得します。当社グループは、その立替取得した権利を「商品出資金」として貸借対照表に計上し、投資家に地位譲渡を行います。

当該匿名組合契約に基づく権利を立替取得するための資金は、自己資金、金融機関からの個別の借入金によるほか、当座貸越契約及びコミットメントライン契約を締結し、必要に応じて、借入を実行することで調達しております。当該借入金は、当該匿名組合契約に基づく権利を投資家に地位譲渡をした後、速やかに返済しております。

なお、運転資金の効率的な調達を行うため、取引銀行５行と極度額5,816,000千円の当座貸越契約及びコミットメントライン契約を締結しており、当連結会計年度末における未使用借入枠は593,759千円であります。

② 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク

営業債権である売掛金、立替金及び預け金は、顧客の信用リスクに晒されております。また、一部外貨建てのものについては、為替の変動リスクに晒されております。

商品出資金は、①に記載のとおりであり、主として為替の変動リスクに晒されております。

投資有価証券は、投資先の信用リスクに晒されておりますが、定期的に時価の把握を行うこととしているほか、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては、投資先の財政状態の検証を行っており、保有状況を継続的に見直しております。

営業債務である未払金は、全て１年以内の支払期日となっております。

短期借入金は運転資金に係る資金調達を目的としたものであります。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

イ． 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社グループは、営業債権について、管理本部における債権管理責任者が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

ロ．　市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

投資有価証券については、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況等を把握するとともに、市況や取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

ハ．　資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社グループは、各部署からの報告に基づき管理本部が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成26年12月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません（（注２）参照）。

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	1,276,898千円	1,276,898千円	－千円
(2) 売掛金	174,449	174,449	－
(3) 商品出資金	11,274,456	11,274,456	－
(4) 立替金	900,457	900,457	－
(5) 預け金	120,620	120,620	－
資産計	13,746,882	13,746,882	－
(6) 短期借入金	12,245,657	12,245,657	－
(7) 未払金	32,831	32,831	－
(8) 未払法人税等	154,647	154,647	－
負債計	12,433,135	12,433,135	－

（注）１．金融商品の時価の算定方法

資産

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金、(4) 立替金、並びに(5) 預け金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 商品出資金

投資家への地位譲渡を短期間に行い、回収する予定であるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

負債

(6) 短期借入金、(7) 未払金、並びに(8) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるものであり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

2.時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の連結貸借対照表計上額

区分	連結貸借対照表計上額（千円）
非上場株式等	173,741

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、時価開示の対象としておりません。

3．金銭債権の連結決算日後の償還予定額

	1年以内（千円）	1年超5年以内（千円）	5年超10年以内（千円）	10年超（千円）
現金及び預金	1,276,898	－	－	－
売掛金	174,449	－	－	－
商品出資金	11,274,456	－	－	－
立替金	900,457	－	－	－
預け金	120,620	－	－	－
合計	13,746,882	－	－	－

５．１株当たり情報に関する注記

(1) １株当たり純資産額　120円11銭

(2) １株当たり当期純利益　37円44銭

(注) 当社は、平成26年４月14日開催の当社取締役会の決議に基づき、平成26年５月２日付で普通株式１株につき200株の株式分割を行っております。また、平成26年12月15日開催の当社取締役会の決議に基づき、平成27年１月1日付で普通株式１株につき５株の株式分割を行っております。当連結会計年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、１株当たり純資産額及び１株当たり当期純利益を算定しております。

６．重要な後発事象に関する注記

当社は、平成26年12月15日開催の取締役会の決議に基づき、株式分割による新株式の発行及び株式分割に伴う定款の一部変更を行っております。

１．株式分割の目的

当社株式の投資単位当たりの金額を引き下げることにより、投資家の皆様がより投資しやすい環境を整えるとともに、株式の流動性の向上と投資家層の拡大を図ることを目的としております。

２．株式分割の概要

(1) 分割の方法

平成26年12月31日（水曜日）を基準日として、同日（同日は株主名簿管理人の休業日につき実質的には前日の平成26年12月30日（火曜日））の最終の株主名簿に記載または記録された株主の所有する普通株式を、１株につき５株の割合をもって分割いたしました。

(2) 分割により増加する株式数

① 株式分割前の発行済株式総数　2,227,300 株

② 今回の分割により増加する株式数　8,909,200 株

③ 株式分割後の発行済株式総数　11,136,500 株

④ 株式分割後の発行可能株式総数　40,000,000 株

(3) 分割の日程

基準日公告日　平成26年12月16日（火曜日）

基準日　平成26年12月31日（水曜日）

（当日は株主名簿管理人の休業日につき、実質的には前日の平成26年12月30日（火曜日）

効力発生日　平成27年１月１日（木曜日）

貸借対照表

（平成26年12月31日現在）

（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
（資産の部）		（負債の部）	
流動資産	**7,899,156**	**流動負債**	**7,303,664**
現金及び預金	480,753	短期借入金	7,230,980
売掛金	66,008	未払金	2,548
販売用不動産	38,162	未払費用	10,139
貯蔵品	896	未払消費税等	11,318
立替金	523,956	前受収益	46,705
関係会社貸付金	6,740,171	その他	1,972
繰延税金資産	16,746	**負債合計**	**7,303,664**
その他	32,460	（純資産の部）	
固定資産	**116,524**	**株主資本**	**712,015**
有形固定資産	**13,612**	**資本金**	**377,972**
建物	12,021	**資本剰余金**	**319,983**
工具、器具及び備品	1,591	資本準備金	319,983
無形固定資産	**1,948**	**利益剰余金**	**14,059**
ソフトウエア	1,948	その他利益剰余金	14,059
投資その他の資産	**100,963**	繰越利益剰余金	14,059
関係会社株式	60,000	**純資産合計**	**712,015**
その他の関係会社有価証券	210		
長期前払費用	79		
保険積立金	4,057		
敷金	35,516		
預け金	1,100		
資産合計	**8,015,680**	**負債純資産合計**	**8,015,680**

損　益　計　算　書

（平成26年１月１日から
平成26年12月31日まで）

（単位：千円）

科目	金	額
売上高		**365,683**
営業費用		**292,523**
営業利益		**73,159**
営業外収益		
受取利息	16,054	
その他	374	16,429
営業外費用		
支払利息	15,221	
支払手数料	36,318	
為替差損	70,335	
その他	12,590	134,466
経常損失（△）		**△44,876**
特別損失		
固定資産除却損	1,637	1,637
税引前当期純損失（△）		**△46,513**
法人税、住民税及び事業税	290	
法人税等調整額	△16,292	△16,002
当期純損失（△）		**△30,511**

株主資本等変動計算書

（平成26年１月１日から
平成26年12月31日まで）

（単位：千円）

	株主資本						純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本合計	
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
当期首残高	170,000	112,010	112,010	44,570	44,570	326,581	326,581
当期変動額							
新株の発行	207,972	207,972	207,972			415,945	415,945
当期純損失（△）				△30,511	△30,511	△30,511	△30,511
当期変動額合計	207,972	207,972	207,972	△30,511	△30,511	385,434	385,434
当期末残高	377,972	319,983	319,983	14,059	14,059	712,015	712,015

個別注記表

１．重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① その他有価証券

・時価のないもの　　移動平均法による原価法によっております。

② たな卸資産

・販売用不動産　　個別法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）を採用しております。

・貯蔵品　　最終仕入原価法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法）を採用しております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

定率法によっております。
なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	８年～18年
工具、器具及び備品	３年～10年

② 無形固定資産

・自社利用のソフトウエア　　社内における利用可能期間（５年）に基づく定額法によっております。

③ 長期前払費用　　定額法を採用しております。

(3) 繰延資産の処理方法

株式交付費　　株式交付費は、支出時に全額費用処理しております。

(4) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

(5) その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

２．会計方針の変更に関する注記

該当事項はありません。

３．表示方法の変更に関する注記

前事業年度末まで区分掲記して表示しておりました「流動資産」の「前払費用」は、金額的重要性が乏しくなったため、当事業年度より「流動資産」の「その他」に含めて表示しております。

「投資その他の資産」の「その他関係会社有価証券」は、前事業年度まで「投資その他の資産」の「関係会社出資金」として表示しておりましたが、より実態に即した明瞭な表示にするため、当事業年度より科目名称を変更しております。

4．貸借対照表に関する注記

(1) 記載金額は千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

(2) 担保に供している資産及び担保に係る債務

当社の短期借入金300,000千円に対して、関係会社株式300千円及び立替金351,900千円を担保に供しております。さらに、短期借入金5,872,780千円について、連結子会社ＪＰリースプロダクツ＆サービシイズ株式会社から商品出資金6,409,683千円に係る利益分配請求権、残余財産分配請求権等の担保提供を受けております。

また、不動産関連事業を行うため、宅地建物取引業法に基づき、敷金保証金10,000千円を法務局に供託しております。

(3) 有形固定資産の減価償却累計額　4,223千円

(4) 保証債務

以下の関係会社の金融機関からの借入に対し債務保証を行っております。

ＪＰリースプロダクツ＆サービシイズ株式会社　4,229,176千円

(5) 関係会社に対する金銭債権、債務は次のとおりであります。

① 短期金銭債権　581,114千円

② 短期金銭債務　46,705千円

5．損益計算書に関する注記

(1) 記載金額は千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

(2) 関係会社との取引高

営業取引による取引高

売上高　352,396千円

営業取引以外の取引高

受取利息　16,054千円

支払利息　330千円

6．株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 記載金額は千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

(2) 当事業年度の末日における自己株式の種類及び数

普通株式　該当なし

7．税効果会計に関する注記

(1)繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
未払事業税	133千円
売上高加算額	12,604千円
繰越欠損金	3,989千円
その他	19千円
繰延税金資産合計	16,746千円
繰延税金資産の純額	16,746千円

(2)「所得税法等の一部を改正する法律」（平成26年法律第10号）が平成26年３月31日に公布され、平成26年４月１日以後に開始する事業年度から復興特別法人税が課せられないことになりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用される法定実効税率は、平成27年１月１日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については従来の38.0%から35.6%となります。

この税率変更により、流動資産の繰延税金資産の金額が1,113千円減少し、法人税等調整額が同額増加しております。

８．関連当事者との取引に関する注記

(1) 子会社及び関連会社等

種　類	会社等の名称	議決権等の所有（被所有）割合	関連当事者との関係	取引内容	取引金額（千円）	科　目	期末残高（千円）
子会社	ＪＰリースプロダクツ＆サービシイズ株式会社	所有 直接　100.0%	営業取引、役員の兼任、債務保証、債務非保証	業務受託料の受取（注）２	265,551	前受収益	46,705
				資金の貸付（注）２	7,602,166	関係会社貸付金	6,740,171
				利息の受取（注）２	16,054	その他	16,054
				資金の返済（注）２	861,994		－
				当社子会社の銀行借入に対する債務保証（注）３	4,299,176	－	－
				当社の銀行借入に対する債務被保証（注）４	3,386,000	－	－
子会社	栃木さくら電力株式会社	所有 間接　100.0%	営業取引 役員の兼任（1名）	アレンジメントフィー、マネジメントフィーの受取（注）５	40,000	売掛金	43,200
子会社	ＪＰＳ第３号株式会社	所有 間接　100.0%	設備取得資金の立替 役員の兼任（1名）	設備取得資金の立替（注）５	351,901	立替金	351,901

取引条件及び取引条件の決定方針等

（注）１．上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

２．当社の子会社ＪＰリースプロダクツ＆サービシイズ株式会社の業務は、当社従業員が遂行しております。業務受託手数料は、子会社から委託を受ける業務の内容、子会社の業務を遂行する当社従業員の人件費等を勘案し、両社協議の上で、決定しております。また、返済条件及び利率については、市場金利を勘案し両社協議の上で、決定しております。

３．当社子会社の銀行借入に対する債務保証について、金額は限度額を記載しております。なお、保証料は受領しておりません。

４．当社の銀行借入に対する当社子会社の債務被保証について、金額は限度額を記載しております。なお、保証料は支払っておりません。

５．栃木さくら電力株式会社及びＪＰＳ第３号株式会社は、当社が行う匿名組合契約に基づく権利の売買及び私募の取扱いの対象となる太陽光発電事業を行っています。業務受託に係る価格その他の取引条件は、当該太陽光発電事業のための設備の取得価額や売電価格、その他の市場実勢を参考にした希望価額を子会社に提示し、価格交渉の上で、決定しております。

９．１株当たり情報に関する注記

(1) １株当たり純資産額　63円94銭

(2) １株当たり当期純損失　2円91銭

当社は、平成26年４月14日開催の当社取締役会の決議に基づき、平成26年５月２日付で普通株式１株につき200株の株式分割を行っております。また、平成26年12月15日開催の当社取締役会の決議に基づき、平成27年１月１日付で普通株式１株につき５株の株式分割を行っております。当事業年度の期首に当該株式分割が行われたものと仮定して、１株当たり純資産額及び１株当たり当期純損失を算定しております。

10. 重要な後発事象に関する注記

前記の連結注記表「９．重要な後発事象に関する注記」と同一であるため、当該項目をご参照願います。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成27年２月24日

株式会社ジャパンインベストメントアドバイザー
　取締役会　御中

優成監査法人

指定社員 業務執行社員　公認会計士　加　藤　善　孝　㊞
指定社員 業務執行社員　公認会計士　小　松　亮　一　㊞

当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、株式会社ジャパンインベストメントアドバイザーの平成26年１月１日から平成26年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ジャパンインベストメントアドバイザー及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、会社は平成26年12月15日開催の取締役会の決議に基づき、平成27年１月１日を効力発生日とする株式分割を行っている。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成27年２月24日

株式会社ジャパンインベストメントアドバイザー
　取締役会　御中

優成監査法人

指定社員 業務執行社員　公認会計士　加　藤　善　孝　㊞

指定社員 業務執行社員　公認会計士　小　松　亮　一　㊞

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、株式会社ジャパンインベストメントアドバイザーの平成26年１月１日から平成26年12月31日までの第９期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、会社は平成26年12月15日開催の取締役会の決議に基づき、平成27年１月１日を効力発生日とする株式分割を行っている。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告

監　査　報　告　書

当監査役会は、平成26年１月１日から平成26年12月31日までの第９期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めると共に、取締役会その他の重要な会議に出席し、取締役及び内部監査部門等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証すると共に、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

２．監査の結果

(1)事業報告等の監査結果

一　事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

二　取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

三　内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2)計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人優成監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3)連結計算書類の監査結果

会計監査人優成監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成27年２月27日

株式会社ジャパンインベストメントアドバイザー

監　査　役　会

常勤監査役　小　林　　治　㊞

社外監査役　小　松　澤　仁　㊞

社外監査役　山　口　久　男　㊞

以　上

株主総会参考書類

第１号議案　取締役１名選任の件

当社の経営体制の強化を図ることを目的とし、取締役１名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

氏名（ふりがな） （生年月日）	略歴 （重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
近藤　尚孝（こんどう　なおたか） （昭和32年５月５日）	昭和55年４月　三井物産株式会社入社 昭和60年12月　東洋炭素株式会社入社 平成13年８月　同社取締役 平成14年３月　同社常務取締役 平成15年７月　同社専務取締役 平成19年８月　同社代表取締役 平成24年６月　同社相談役 平成25年１月　自然電力株式会社取締役（現任） 平成25年11月　ビアメカニクス株式会社代表取締役社長 平成26年12月　同社会長 （重要な兼職の状況） 自然電力株式会社取締役	－

（注）１．近藤尚孝氏は、新任の取締役候補者であります。

２．取締役候補者近藤尚孝氏は自然電力株式会社の取締役であり、当社は同社との間に営業上の取引関係があります。

３．近藤尚孝氏を取締役候補者とした理由は、長年の企業経営の中で培われた経営の専門家としての見識に基づき、当社の取締役会に貴重なアドバイスをいただくとともに、適切な監督機能を果たしていただくことを期待するためであります。

第２号議案　補欠監査役１名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役１名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

補欠の監査役候補者は、次のとおりであります。

氏名（ふりがな） （生年月日）	略歴 （重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
大山　亨（おおやま　とおる） （昭和42年８月24日）	平成３年４月　山一證券株式会社入社 平成10年４月　富士証券株式会社（現みずほ証券株式会社）入社 平成13年３月　HSBC証券会社東京支店入社 平成14年２月　株式上場コンサルタントとして独立 平成15年７月　有限会社トラスティ・コンサルティング（現有限会社セイレーン）設立、代表取締役（現任） 平成15年10月　ウインテスト株式会社監査役（現任） 平成16年６月　フィンテックグローバル株式会社監査役 平成17年４月　株式会社トラスティ・コンサルティング設立、代表取締役（現任） 平成20年１月　株式会社アールエイジ監査役（現任） 平成20年９月　株式会社ビューティ花壇監査役 平成25年４月　フィンテックグローバル株式会社監査役（現任） （重要な兼職の状況） 株式会社トラスティ・コンサルティング代表取締役	－

（注）１．大山亨氏と当社との間には特別の利害関係はありません。

２．大山亨氏は、補欠の社外監査役候補者であります。

３．大山亨氏を補欠の社外監査役として選任する理由は、監査役としての豊富な経験と幅広い知識を当社の監査体制に反映していただくためであります。

４．大山亨氏が監査役に就任した場合には、当社は同氏との間で会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第１項に定める最低責任限度額といたします。

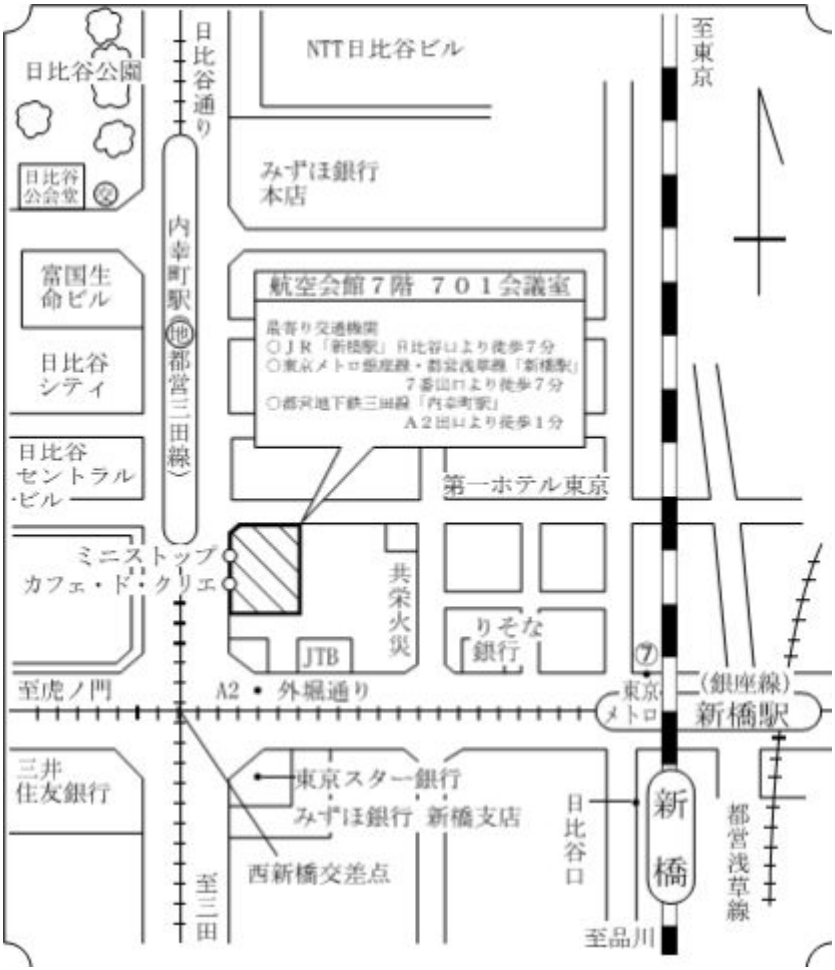
以　上

メ　　モ

メ　　モ

株 主 総 会 会 場 ご 案 内 図

会場　東京都港区新橋一丁目18番１号
航空会館７階　７０１会議室



ＪＲ	京浜東北線・山手線	新橋駅	日比谷口
地下鉄	東京メトロ銀座線・都営浅草線	新橋駅	⑦
	都営三田線	内幸町駅	Ａ２